



平成 24 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
代表者名 代表取締役社長 福井 秀明
(コード番号 5602 東証・大証第一部)
問合せ先 執行役員 総合企画室長 小島 眞也
TEL (06) 6538-7719

最高裁判所の決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 11 日付「訴訟の判決に対する上告等のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、公正取引委員会を被告とする審決取消訴訟を最高裁判所に対し上告いたしておりましたが、最高裁判所より決定の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

当社は、ダクティル鋳鉄管直管の営業の一部について改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反したとして、平成 21 年 6 月 30 日付で、公正取引委員会より、金 29 億 3489 万円の課徴金納付を命ずる審決書の送達を受け、課徴金を納付いたしました。

本審決におきまして、当社の主張が認められなかったことから、当社は平成 21 年 7 月 22 日に東京高等裁判所に対して審決取消訴訟を提起し、平成 23 年 10 月 28 日に請求棄却の判決を受けましたが、当社は本判決を不服とし、平成 23 年 11 月 11 日に最高裁判所に上告および上告受理申立を行いました。

2. 訴訟の相手方

(1)	名 称	公正取引委員会
(2)	所 在 地	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

3. 決定のあった裁判所及び年月日

裁判所名 最高裁判所
決定日 平成 24 年 10 月 25 日
(決定文受領日 平成 24 年 10 月 26 日)

4. 最高裁判所の決定の概要

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5. 今後の対応

当社は、本決定を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

6. 業績に与える影響

本件につきましては、平成 21 年 3 月期において、上記 1. の課徴金額を特別損失に計上し、かつ、平成 21 年 8 月 31 日付けで全額納付済みであり、平成 25 年 3 月期第 2 四半期および通期の連結業績に与える影響はありません。

以 上